

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要

改正内容

1 特別区国民健康保険の基準保険料率の改定

(1) 保険料率の改定(第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4関係)

医療分保険料（基礎賦課額）			
ア 保険料率			
・所得割	旧ただし書き所得の 6.45 / 100	旧ただし書き所得の 6.86 / 100	
	（旧ただし書き所得 = 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等）		
・均等割	被保険者1人につき	33,900円	35,400円（+1,500円）
イ 賦課割合			
所得割：均等割	56：44（変更なし）		
ウ 賦課限度額	520,000円	540,000円（+20,000円）	
後期高齢者支援金等分保険料（後期高齢者支援金等賦課額）			
ア 保険料率			
・所得割	旧ただし書き所得の 1.98 / 100	旧ただし書き所得の 2.02 / 100	
・均等割	被保険者1人につき	10,800円（変更なし）	
イ 賦課割合			
所得割：均等割	56：44（変更なし）		
ウ 賦課限度額	170,000円	190,000円（+20,000円）	
介護分保険料（介護納付金賦課額）			
ア 保険料率			
・所得割	旧ただし書き所得の 1.62 / 100	旧ただし書き所得の 1.59 / 100	
・均等割	被保険者1人につき	14,700円（変更なし）	
イ 賦課割合			
所得割：均等割	50：50（変更なし）		
ウ 賦課限度額	160,000円（変更なし）		

(2) 保険料を軽減する額等の改定（第19条の2関係）

軽減額の改定			
医療分			
ア 7割減額	被保険者1人につき	23,730円	24,780円（+1,050円）
イ 5割減額	被保険者1人につき	16,950円	17,700円（+750円）
ウ 2割減額	被保険者1人につき	6,780円	7,080円（+300円）
後期高齢者支援金等分			
ア 7割減額	被保険者1人につき	7,560円（変更なし）	
イ 5割減額	被保険者1人につき	5,400円（変更なし）	
ウ 2割減額	被保険者1人につき	2,160円（変更なし）	
介護分			
ア 7割減額	被保険者1人につき	10,290円（変更なし）	
イ 5割減額	被保険者1人につき	7,350円（変更なし）	
ウ 2割減額	被保険者1人につき	2,940円（変更なし）	
軽減判定の変更			
5割減額については、軽減対象となる所得基準額を26万円から26万5千円に引き上げる。また、2割減額についても、軽減対象となる所得基準額を47万円から48万円に引き上げる。			

2 保険料の徴収猶予、減額・免除に係る改正（第23条、第24条関係）

徴収猶予の該当要件（第23条関係）	
ア 災害を受け、または盗難に遭って 資産を失ったとき	（変更なし）
イ 事業を廃止または休止したとき	（変更なし）
ウ 事業で甚大な損害を受けたとき	（変更なし）
エ 前3号に類する理由があるとき	前3号のほか、区長が特に必要があると認めるとき
保険料減免の該当要件（第24条関係）	
ア 災害その他特別の事情により 生活が著しく困難となった者	徴収猶予と同一の要件に該当し、かつ 区長が特に必要があると認める者
イ 旧被扶養者に該当する事由	（変更なし）
減免申請の期限（第24条関係）	
ア 納期限前7日	・普通徴収の場合 納期限日 ・特別徴収の場合 特別徴収対象年金給付の支払日

及び は、保険料の徴収猶予及び減免の取組みを見直すための規定整備
は、墨田区特別区税条例の申請期限が改正されたことに伴う改正

3 施行日等

平成28年4月1日から施行し、平成28年度以後の年度分の保険料について適用する。